

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人創起会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区大江三丁目2番65号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成23年4月22日

(4) 設立登記年月日 平成23年5月2日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	くまもと森都 総合病院	医科：4317110445 歯科：4317130233	熊本県熊本市中央区大江三丁目2番65号	一般病床 199 床 [医療保険 199 床]

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年4月18日	重要な資産の処分及び譲受けの決定
令和5年5月16日	役員の退職慰労金の支払
〃	借入金額の最高限度額の決定
令和5年6月28日	2022年度決算の決定
〃	2023年度役員報酬額の決定
令和5年10月24日	重要な資産の処分及び譲受けの決定
令和6年3月19日	2024年度事業計画の決定
〃	2024年度借入金額の最高限度額の決定
〃	役員の退社及び入社
〃	役員の退職慰労金の支払

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
該当なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

該当なし

様式第三号

法人名 医療法人創起会
所在地 熊本市中央区大江3丁目2-65

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額 10,392,888,324 円
2. 負 債 額 7,812,124,214 円
3. 純 資 産 額 2,580,764,110 円

(内 訳)

(単位: 円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,811,346,073
B 固 定 資 産	6,581,542,251
C 資 産 合 計 (A+B)	10,392,888,324
D 負 債 合 計	7,812,124,214
E 純 資 産 (C-D)	2,580,764,110

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

令和6年 6 月 29 日

医療法人 創起会

理事長 藤山重俊



様式第三号

法人名 医療法人創起会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

財 産 目 録

(令和 6年 3月31日 現在)

1. 資 産 額	10,392,888 千円
2. 負 債 額	7,812,124 千円
3. 純 資 産 額	2,580,764 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,811,346
B 固 定 資 産	6,581,542
C 資 産 合 計 (A+B)	10,392,888
D 負 債 合 計	7,812,124
E 純 資 産 (C-D)	2,580,764

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

令和6年 6 月 28日

医療法人 創起会

理事長 藤山重俊



様式第一号

法人名 医療法人創起会

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

※医療法人整理番号

[illegible]

(令和 6年 3月31日 現在)

(単位：千円)

[illegible]

様式第二号

法人名 医療法人創起会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,860,967
2 事業費用		
事業費		6,169,720
本来業務事業損失		△ 308,752
事業損失		△ 308,752
II 事業外収益		
受取利息	0	
その他の事業外収益	3,625	3,625
III 事業外費用		
支払利息	24,505	
貸倒引当金繰入額	2	
その他の事業外費用	55	24,562
経常損失		△ 329,688
IV 特別利益		
施設整備等補助金	13,870	
その他の特別利益	10	13,880
V 特別損失		
固定資産除却損	277	
その他の特別損失	452	729
税引前当期純損失		△ 316,537
法人税・住民税及び事業税	81	
法人税等還付税額	△ 65,220	
法人税等調整額	273,777	208,637
当期純損失		△ 525,175

様式第四号

法人名 医療法人創起会
所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

※医療法人整理番号

純資産変動計算書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

(単位：千円)

	基金	積立金		純資産合計
		繰越利益積立金	積立金合計	
令和 5年 3月31日 残高	2, 224, 589	881, 349	881, 349	3, 105, 939
会計年度中の変動額				
当期純損失	—	△ 525, 175	△ 525, 175	△ 525, 175
会計年度中の変動額合計	—	△ 525, 175	△ 525, 175	△ 525, 175
令和 6年 3月31日 残高	2, 224, 589	356, 174	356, 174	2, 580, 764

様式第五号

法人名 医療法人創起会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
建物	5,491,004	355	330	5,491,030	1,584,834	227,185	3,906,195
構築物	196,965	—	—	196,965	105,722	15,160	91,242
医療用器械備品	2,093,618	80,733	52,602	2,121,749	1,842,034	145,994	279,715
その他の器械備品	154,502	24,662	3,468	175,696	99,612	34,533	76,084
土地	1,232,196	715,583	—	1,947,779	—	—	1,947,779
その他の有形固定資産	244,771	5,112	989	248,893	220,934	34,270	27,960
計	9,413,058	826,446	57,390	10,182,115	3,853,138	457,143	6,328,976
ソフトウェア	600,993	3,036	27,202	576,827	348,727	77,800	228,099
その他の無形固定資産	3,187	—	113	3,074	2,921	95	152
計	604,181	3,036	27,315	579,901	351,649	77,895	228,252
有価証券	870	—	—	870	—	—	870
長期前払費用	533	—	182	350	—	—	350
繰延税金資産	292,538	—	273,777	18,761	—	—	18,761
その他の固定資産	6,742	375	2,040	5,077	736	143	4,340
貸倒引当金	△ 7	△ 9	△ 7	△ 9	—	—	△ 9
計	300,676	366	275,993	25,049	736	143	24,312

注) 1. 医療用器械備品の当期増加額は、デジタルマンモグラフィの取得31,317千円等によるものです。

注) 2. 土地の当期増加額は、駐車場土地の取得715,583千円によるものです。

注) 3. ソフトウェアの当期増加額は、オンライン資格確認システムアプリケーションの取得1,650千円等によるものです。

様式第六号

法人名 医療法人創起会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金 (流動資産)	5,828	6,151	—	5,828	6,151
貸倒引当金 (固定資産)	7	9	—	7	9
賞与引当金	107,024	103,291	107,024	—	103,291
退職給付引当金	1,035,444	144,004	99,908	70,293	1,009,246
役員退職慰労引当金	36,123	4,405	5,236	—	35,292

注) 1. 貸倒引当金 (流動資産) 及び、貸倒引当金 (固定資産) の「当期減少額 (その他)」欄の金額は、法人税法上の貸倒引当金の繰入限度額による洗替額であります。

注) 2. 退職給付引当金の「当期減少額 (その他)」欄の金額は、年金数理計算の結果に基づく年金債務の減少に伴う取崩額であります。

様式第七号

法人名 医療法人創起会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	279,864	292,368	0.40%	—
割賦未払金	91,731	—	—	—
リース債務	6,730	414	—	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	5,453,208	5,701,672	0.41%	令和12年1月25日～ 令和29年3月25日
長期割賦未払金	—	—	—	—
長期リース債務	742	327	—	令和6年4月8日～ 令和9年3月31日
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	5,832,275	5,994,781	—	—

注) 1. 決算日後、5年間の返済予定額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	312,354	322,104	322,104	322,104
長期リース債務	163	163	—	—

注) 2. リース債務及び割賦未払金の平均利率については、利子込み法によっているため記載しておりません。

様式第八号

法人名 医療法人創起会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

有 価 証 券 明 細 表

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
(株券) 財形住宅金融株式会社	1 株	860
(出資証券) 熊本県医師信用組合	1 0 口	10
計		870

様式第九の一号

法人名 医療法人創起会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	2,252,585	-	2,252,585	-	-	2,252,585
給与費	2,536,202	-	2,536,202	-	-	2,536,202
委託費	428,981	-	428,981	-	-	428,981
経費	932,332	-	932,332	-	-	932,332
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	19,618	-	19,618	-	-	19,618
計	6,169,720	-	6,169,720	-	-	6,169,720

法人名 医療法人創起会
所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

監 事 監 査 報 告 書

医療法人創起会

理事長 藤山 重俊 殿

私たちは、医療法人創起会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 6 月 14 日
医療法人創起会

本書は原本と相違ないことを証明する

医療法人創起会 理事長 藤山重俊

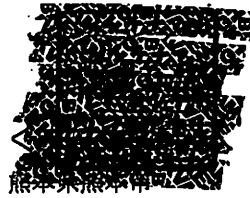
監事

監事

独立監査人の監査報告書

2024年6月18日

医療法人 創起会
理事会 御中



指定社員 公認会計士
業務執行社員



監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人創起会の2023年4月1日から2024年3月31日までの2023会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

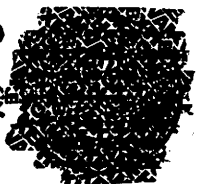
理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

本書は原本と相違ないことを証明する

医療法人創起会 理事長 藤山重俊



計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上